

大正大学蔵『山槐記』「蓮華王院御塔供養記」について(二)

三浦龍昭

本稿では、前号⁽¹⁾に引き続き、大正大学蔵「蓮華王院御塔供養記」の後半部を翻刻・紹介する。この記録は、藤原忠親の日記『山槐記』から、治承元年(一一七七)十二月十七日、蓮華王院内で行われた五重塔の供養に関する記事を書き写したものである。

翻刻にあたっての凡例等は前号と同じである。また史料中の人名比定については、近年公刊された、桃崎有一郎編著『山槐記・三長記人名索引』⁽²⁾を利用した。

註

- (1) 拙稿「大正大学蔵『山槐記』「蓮華王院御塔供養記」について(一)」(『大正大学研究紀要』第九九輯、二〇一四年)。
- (2) 桃崎有一郎編著『山槐記・三長記人名索引』(日本史料研究会、二〇一四年)。

【凡例】

- 一、本稿では、本史料の後半部、第一四丁以降を翻刻した。
- 一、翻刻にあたっては、底本の体裁をできるだけ保つようにつとめた。
- 一、字体は常用漢字を用い、異体字・略体字は正字に改めたが、一部の文字については、そのまま採用したものもある。
- 一、本文には、読点（・）および並列点（・・）を適宜加えた。
- 一、抹消文字は、原則として左傍に〃を付して表した。
- 一、文字の上に別字を重ね書きした箇所については、上に書かれた文字を本文として採った。
- 一、塗抹により判読が不能な場合は■を、その他判読困難な箇所は□をもつて、その字数分を示した。
- 一、本文の校訂注は「」で、人名などに付す説明注は（ ）で示した。
- 一、底本の丁が替わる箇所には符号「」を挿入してその位置を示すと共に、（オ）・（ウ）として丁数を示した。
- 一、翻刻にあたっては、大正大学付属図書館より御許可を賜った。記して深謝の意を表する。

【本文】

(14才) 舞人忠節(多)一階、○光近、各二階

樂人時秋(豊原)一階、

中宮御経(平徳子)

行事院司右中○弁経房朝臣(藤原)

頭権大夫仰大炊御門大納言(藤原光能)、依大臣退出也、次還御、

奏樂(長慶子)、右大将之外公卿不供奉、中宮還御■、

中御門中納言、權大夫、左三位中将(平知盛)、新三位中将供奉、

啓將左少将実教朝臣、右少将家朝臣、法皇還御(後白河)、中宮大夫被候御

車、兼公卿不供奉、殿上人四人供奉云々、丑刻、頭権

大夫送書曰、詔書事參陣可奉行者、此事

(14才) 如何、兼無其催、永保九重塔供養、右大臣同參陣左

奏之、自余例、他上卿可随仰参行之、尤兼可被可

致沙汰之処、一向無沙汰、藏人右少弁候内裏、上卿無音可

不参、及半夜、不堪不審、尋遣頭権大夫許之処、

忽驚騒、以待二ヶ度送予、公事闕如不便、仍嘗

参下車之間、權大夫又騎馬馳参予宿陣(藤原忠親)、端座、

敷軾、召詔章草、少内記持来草入筥披見、詔

文曰、斯処建五層之浮図、其中安両足尊像云々、

予見之、聊有不審、浮囟者仏也、五層如何、

又曰、未得解由之徒、不論僧俗同以厚免、此東^事」

(15才) 又有不審、去年建春門院御惱之時、被行非常

赦、二年之間、不可有未得解由歟、此兩年雖有不

審、六位内記不可答子細、仍招出藏人左少弁兼光於^(藤原)

宣仁門代辺問之、答曰、如命不審思給、仏像不可有

五層事也、但五態乃御塔御願文書、遣七層之

浮囟之樣所覺悟也、作者定勘者例令草歟、又未得解

由東^事無其理、但勝光明院・法金剛院同年有供養共

載之者、兼光兩ヶ条尤可褒美、但至于未得解由者、

雖有例先度失歟、予就其場奏之、權大夫伝奏之、

返給後陣令清書、又就御所奏之、返給授内記、取

詔書披見之、見清書有無如元卷之、授内記、^{註三}

(15才) 御也、上卿或於弓場披見之、或於陣披見之、於弓場披見可

為善歟、若無御書者重可申請也、着陣之後、更參上可有

煩歟、^左右少弁曰、先々見之構^(櫻)殿御時、必以^御座御硯令書

之給、今夜雖不出御昼御座、可進彼硯之處、無筆硯等、仍

用^少御硯、復陣、内記置筥於予前退入、予召外記問曰、中

務^少輔候、外記申曰、作^(藤)予^御召^七、外記称唯退入、少輔季信^(藤原)

帶^御着^御軾、予賜詔書、乍入筥給之、季信挿笏^取、筥退入、次令撤

軾退出、抑詔書草先可内覽申也、而往反之間可天曙、仍密々仰内記、此後可持參、早出被下清書、内覽可申請之由可申旨仰含、但職事定不祇候、次侍從忠季(藤原)候曹司付彼可進入之由仰含、内記退出、後聞付侍從風付女房奉披露、仰聞食之由、不御覽返給云々、

(16才) 詔書後日尋記統之、

詔、恩沢者帝王之雨露也、刑法者邦国之雷霆也、

無雨露則庶物不榮、無雷霆則殿。万邦不尽、寬殖隨時

賢哲之躅也、禪定仙院德、遍諸華心歸一実、早

当鴨水之車偏、或祐蓮宮之申吉、卅三間壯麗之

基也、勝概經年、廿八部護極之砌也、靈威被世、斯

処建五層之浮囿、其中安両足尊像、風薨

鴛瓦勢挿鳥路之雲、金客玉宮之光並翠微

之。月、爰致和南於吉曜之日、驚啓白於密雪之朝、今

思善願之莫大、忽准齋会、以幸臨割本刑是丁、寬

民黎定卒勤、宜有究徒於円扉、施慈仁於

(16才) 率土、大赦天下今日昧爽云々、前大群群次下罪無憚

重、已発覚、未発覚、已法結正、未法結、繫固因見徒、私鑄

錢、犯八唐唐、強竊二盜、常赦所不免者、皆盛赦除、又豊

風無嫌発々々、何論榮枯、仍隱未得解由之徒、不

論僧俗、同以厚免、庶全塔婆之供、基及樓屋之

出世、普告中外、明俾聞知之者、施行、

治承元年十二月十七日御書、

〔藤原經志〕左大臣仰内記、作者大内記藤原業実、

奏詔書、上卿大理大衛門督忠親、職事

皇太后宮權大夫光能朝臣、赦仰書、翌

〔藤原明〕日右佐光長書之、

(17才)

遣道志重成許、重成令廻見諸官、廿一日持来云、

三ヶ日之中可覽別当也、大赦甚也、向獄門之

間、落馬損也、仍遲引之由申云々、而件日予

向東山堂、廿二日夕歸亭主御堂退出、廿四日持

来函也、

御所 裏山吹織物

打出間 繡襪

半物二人

葡萄酒打唐衣

紅打衣

紅晦單 梅

同匂栢五領

紅張袴

扇

(17才)

赤色桔子布帷

山吹匂栢三領

青草

平絹裳

柳懸帶

扇

已上平物、雄仕御所西北地上敷樂疊二枚居之、
雄仕御所、雄仕御所上同侍着、扶持也、

左舞人

左近大夫将監拍光親

将曹同則近

光重 則房

行近 光景

府生同季長 清光

同楽人

鞆鼓一人 府生尾張包助、

拵鼓一人 交友末、

笙二人 府曹大神宗賢、
府生狛菜基、

銅拍子一人 則包、

大拍子 是弘、

大鼓一人 助成、

鉦鼓一人 近衛豊原公利、

鼓持四人

菩薩八人 末楽人等、

右舞人

散位多忠節

将監 同 好方

将曹同近久

章節 成長

右衛門志同節近

右近府生紀為保

右近衛助成

一鼓二人 左近府生近直、
左衛門府生貞遠、

同楽人

一鼓二人 (平)
府生宗清、
近清、

笙二人 府生豊原為成、
左府生同公秀、

箏二人 左府生安俊季遠、
右衛門府生正時、
平之、

笛二人 雅楽、
府生原光久、
左近府生行光、

銅拍子一人 物部景國

大拍子一人 物部季國

大鼓一人 物部季安

鉦鼓一人 物部季弘

大鼓持四人

(19才)

菩薩八人 難婆察
史生

鳥舞童八人 自八幡進之

胡蝶童八人 自八幡進之

(藤原詮示)
左大臣宣奉 勅

禪定法皇藐姑射山傍蓮花王院、宸人地相、須仏塔祐

基、經始及累年、鏤七宝於五重、供養在今日、余九口於百僧、

爰為助白業之威儀、忽廻翠華於此処、礼鑰波以已知草

泯之勤勞、下紫泥、以將宥竹刑之寬法、仍可大赦天下、

今日味爽以前、大群(群)已下、罪無輕重、也(已)發覺、未(發)覺、

(19才) 已公正、未公正、整囚(本之)見徒、私鑄錢、犯八虐、強竊二盜、

常赦所不免者、皆盛赦除、抑洋靡不漸息無不透、未

得解由者、不論僧俗、同以厚免而、主者遲告詔於率土、

窮困恐損命於均台、且仰有司佐仰厚敬者、

治承元年十二月十七日 左衛門權佐藤原朝臣光長奉

今曉寅剋御仏有開眼云々、

阿闍梨 天台座主覺快法親王

布施 綾被物、中宮大夫隆季取之、(藤原)
院藏人可伝之、而不
兼參入、仍非藏入通業

布施 越後守雅隆朝臣可取也、而不參会、仍行事(藤原)
(統子) 西門院御所干蘇御堂正面孫此以北

(20才) 打出二間

葡萄染二倍織物唐衣地文二互龜甲色々文、長今唐草

萌木同織物表着地文■々文、同唐衣

紅打衣紅薄襪

地摺裳二倍織物、白腹

几帳帷

紅張袴

御所、白二倍織物地文鎧形、紫織物劍紫丸文、

打出間、白一倍織物、紫劍、

半物二人

紅葡萄染唐衣

紅打衣

客増紅梅袖五領

増同單

紅張袴

雜仕二人

頭文沙赤色帷打裏

山吹匂袖三領

青単唐綾裳、

白地錦懸帶 ○有玉表着

中宮御方

御服

赤色二倍織物唐衣地文龜甲色々文」

(21才) 萌黄表着唐衣

紅打衣

皆紅褂八領唐綾文

同单

地摺裳二倍織物

紅張袴

御扇

打出二間

葡萄染唐衣笄形文

柳表着文同唐衣

紅打衣 表赤色梅重褂

青単

梅賦綾裏三倍多須木文

紅三重綾打袴

几帳帷

(21ウ)

僧名百九口

咒願 前大僧正覺讚

導師 前権僧正公顯

引頭 権大僧都信円

法眼尊忠

唄 法印権大僧都行海

乘海

散花 権少僧都実全

法眼忠雲

納衆

法印

覚算

実慶

権大僧都観智

権少僧都毫禪

勝賢

兼毫

有真

真円

兼智

俊朝

行慶

法

眼栄全

章玄

実海

宗恵

権律師

寛顕

蔵俊

俊証

顕厳

玄理

杲海

元雲

顕舜

法

橋増宗

良弘

覚憲

行智

晴俊

恵範

長恵

寛敏

璋猷

重賀

覚弁

円全

証遍

貞覚

(22ウ)

(22才)

行舜

顯忠已上六人
三念已講

讚衆

実信頭

永幸

寛瑜

寛経

覚親已上等

(23才)

仁隆

宗厳

隆遍

祐尊

任性已上等

経源頭

清延

実顕

能性

忠円

行春

信覚

仁暁

行智

禅俊已上
天台

梵音衆

範雅頭

瑯慶

観明

信深

公胤

瑯兼

兼覚

慶俊

慶範

覚朝

定明頭

恵珠

公恵

経円

尋忠

覚乗

最修

能遍

宗遍

禎成

錫杖衆

(23才)

行実頭
寺
内府
忠

実昌頭
山
下野
前司
有通子
藤原

尋恵頭
寺
前右京權大夫
師光子
藤原

真雲頭
山
成範
卿子
藤原

定真頭
興
雅頼子
藤原

房能頭
興
故通能人
道子

円兼頭
興
右少弁兼光
子
藤原

円定頭
興
頼定
卿子
藤原

行守頭
興
隆行人
道子
藤原

円朝頭
興
朝親子
藤原

覚実頭
興
実房子
子
藤原

玄季頭
興
故季行兼
子
藤原

尋畏頭
興
故光忠
卿子
藤原

貞慶頭
興
貞憲人
道子
藤原

顕範頭
興
重季
卿子
藤原

忠覚頭
興
朝臣
朝臣
輔
輔

盛弘頭
興
故帥盛
子
藤原

房海頭
興
有房朝臣
子
藤原

範賢頭
興
成範
卿子
藤原

範耀頭
興
脩範
卿子
藤原

咒願前治部
官

輔代五位二人

丞二人

導師前玄蕃寮

頭一人 五位一人 丞二人

執蓋 諸司二分一人

(24才) 綱取 諸司三分二人

駕輿丁十二人咒願導師各六人

堂童子藏人五位

左十人鬮踏打一裝 馬臑帶

右十人柳打下重 柳扉帶 馬臑帶

御誦經文加署人

公家內 藏人頭經房朝臣

中宮同

祿

(24才) 関白織物大袈

大納言各大掛二領

弁官侍從諸衛佐各袈一帖

外記史內記御茶陪從所々女官正絹

御輿長駕輿丁所々仕丁各布一反

舞人樂人佐職有一小本分マ

被補供僧雜少僧部裏任 他人今日不補

被始行業前大僧正覺識始之也

院中宮大夫降季

重 大臣各綾掛一重

侍臣丈絹

一、御塔五重、青木瓦」

(25才) 一、御仏付天蓋

等身大日如來定印二鉢、智奉印二鉢、兼日有沙汰問誦宗

三尺四仏阿闍梨、宝生、無量壽、不空成就佛

心柱奉函千佛像奉龍仏舍利一粒

母屋柱四本、奉函胎藏金剛界兩部諸尊像

三十二鉢、ホクマ□上奉函飛天菩薩二十四鉢

一、御經

金泥法華經一部如開結一經阿彌陀經在軟寶

素紙同經百部具經同前

(25ウ) 一、供花卅二杯諸寺執行調進之、用最勝光院供養供花台

一、仏具所司所課

一、供養法具同

一、幡四十八流同

一、宝幢廿四流同

一、華慢殿上人所課 用皮多為受領之人調進之

一、所々雜具借用諸寺

一、九僧法眼使証誦料、六位判官代高階仲資」

(26才) 一、調進所

証誦(藤原聖子、皇嘉門院)

咒願(統子内親王、上西門院)

導師(贈子内親王 八条院)

引頭(藤原多子 大倉后宮)

叺師(中宮 五辻前齋院 贈子内親王)

定者装束二具 諸国(丹後・但馬 各一具)

塔上菩薩装束(新熊野六具 尊勝寺十具・最勝寺 四具 尊勝寺花取日人密之)

菩薩蝶(鳥 法勝寺)

装束(借用最勝光院)

別舞装束(同上)

大鼓持装束四具(美作国調之)

鉦鼓持装束四具(参川国調之)

師子二頭(新熊野借用 諸国加修理)

同籠装束四具(同 越前・伊豆加修理)

同子装束四具(同 越中・陸奥加修理)

函書官人装束一具(土佐国)

駕輿丁装束十二具(諸国各二分調進)

仕丁装束廿具(十具 諸国各一具調進 十具 年預季能朝臣 藤原)

所疊(御塔中造国司 他所諸国)

龍鬢面・承塵・大床子・大宋御屏風・四五尺屏風・几帳備物、

張筵・長筵(諸国) 円座(讃岐国)

鈍子并張筵(備物)

打板(年預)

(26ウ)

(27才)

大正大学蔵『山塊記』蓮華王院御塔供養記について(二)

一、灯台同

一、御火桶所々借物、年預并諸司執行加修理

一、大横并椽手洗御膳棚年預

一、置物厨子御賀御調度

一、目隠年預

一、革子

内御方卅合院司藤原雅隆朝臣調進

院御方五十合卅合御塔御所料、廿合御堂御所料

上西門院御方廿合

中宮御方廿合 已上諸寺執行調進之、

(27ウ)

一、僧前

証誠藤原経宗
左大臣

導師平重盛
内大臣

唄師藤原隆季
中宮大夫
花山院中納言

前別打敷高坏十二本兼雅
右衛門督
散花
左衛門督
〔
平親盛
右兵衛督

布施五十疋紙裏
代白布五反

一、御布施

開眼料 造国司 供養料 御会

公家并中宮加布施上西門院無之

咒願藤原兼光
右大臣

引頭大炊御門大納言
土御門大納言
土御門大納言

散花左衛門督
右衛門督

〔
平親盛
右兵衛督

〔
平親盛
右兵衛督

〔
平親盛
右兵衛督

〔
平親盛
右兵衛督

〔
平親盛
右兵衛督

一、供養米

一、度縁

一、御誦経物百諸園、公家五百反

院庁同

一、所々餐色目在別

一、女房破子内御方甘具、院司越前守通盛、院司備中守光盛朝臣調之、中宮御方甘具、院司備中守光盛朝臣調之、

一、御贈物内御料御本、琵琶、中宮御料御本、已上自御所下給、年預調進之、

女房無贈物

一、行幸供奉公卿以下祿諸園、色目在別

一、腋御服

一、行幸日御厨子所雑具年預

一、祿辛横六具諸園、

一、長横甘具別納所

一、霞筵五十枚諸園、

一、舞人楽人粮料十四石、御会

一、同集会所用南殿、武者所、藏人所等、

一、帳僧供米卅具御会、本ノマテ、蓋敷

一、大堂供今度無之、

一、所々常灯油仕所

一、立明松明仕丁、主殿官人奉之、

一、砂諸園

(29才)

(28才)

(29才) 一、式 左大臣作之 次第 中宮大夫作之

二、御願文咒願

作者 御願文式部大輔永範(藤原)
咒願豐前守成光(朝臣)
皇太后宮大夫、朝方卿

清書 皇太后宮大夫、朝方卿

料紙 紫裏織
色非御散薄

一、蝶鳥童 召八幡

一、行事

弁二人 左右中弁(藤原)
右方權右中弁(親家朝臣)
(平)

一、樂座行事

左方 判官代(藤原)
主典代散位職圍(輔秦房)

右方 判官代淡路守知光(藤原)
主典代左衛門志安倍資弘

一、布施事

弁二人 判官代二人 左少納言師家(源)
右安房守定長(藤原)

主典代二人 左大藏輔宗家(中原)
右散位盛(中原)

一、堂座敷

別当 判官代 主典代 散位景宗 (中原)

一、御所御装束

別当 判官代 主典代 散位政康

(30才) 一、衆僧集会幄 主典代安倍資俊

一、祿行事 主典代内原允中原基康

一、施米 左衛門志資成(安倍)